

主 文
本件控訴を棄却する。
理 由

本件控訴の趣意は、弁護士岩橋健作成の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用する。論旨は、原判決は、被告人に対し、前方注視、減速徐行の各義務および自動二輪車が三差路を横断し終るのを待つて進行すべき義務の違反があるとして、本件事故につき被告人の業務上の過失を認めたが、被告人は前方注視義務を怠つてはならず、また、右のその余の注意義務は、原判決が本件交差点の範囲の確定を誤つて別紙図面のイロヌチトヘホハニルイの各点を順次結んだ線内の道路部分とし、A運転の自動二輪車の方が被告人運転の自動車より先に右の交差点内にはいつたと誤認した結果、被告人にこれを課したものであるが、交差点の範囲は、右のうちイロヌリルイの各点を順次結んだ線内の道路部分であつて、被告人運転の自動車の方が先に交差点内にはいつているから、右の注意義務を負担するのはAであつて、被告人ではなく、したがつて、被告人には過失はない。結局、原判決は交差点の解釈について法令の適用を誤り、被告人の過失を認定した事実誤認の違法がある、というのである。

〈要旨〉よつて所論にかんがみ、まず、本件交差点の範囲についてみるに、司法巡查作成の実況見分調書、原裁判所〈要旨〉の検証調書および当審における検証調書ならびに証人Bに対する尋問調書によれば、本件事故現場付近の道路状況は、別紙図面のとおりであつて、北から南に通ずる幅員約八・二メートルのアスファルト舗装された国道四二号線（以下新国道という。）が和歌山県有田郡a町大字bc番地先において、徐々に南々西に彎曲し始める東外側に、新国道と一直線をなして南方に向つて分岐する幅員約六・二メートルのアスファルト舗装された旧国道（旧国道四二号線の一部、以下旧国道という。）が接続して、鋭角をなしてY字型に交わる三差路で、旧国道の東側線は彎曲し始める新国道の東側線にイ点において接し本来の幅員による双方の道路は、Y字型のまたの基点リ点において分岐し、双方の道路によつて挟まれたまたの部分は、リ点から約三〇メートル前後のへほを結ぶ線まですみを切り取られ、さらにへほの線と新国道の東側線および旧国道の西側線と交わすすみもトヘを結ぶ線およびハホを結ぶ線によつてそれぞれ切り取られ、リトへほハの各点を順次結んだ線内は、アスファルト舗装され、新旧国道の共通の道路となつていて、リト間の距離は四〇・五メートル、へほ間の距離は一〇・五メートルあるという特殊なY字型三差路となつており、新国道は北方からこの分岐点に向つて、また、旧国道は南方からこの分岐点に向つて、いずれも、ゆるやかな勾配をなし、分岐点付近はその頂上となつてゐることが認められる。ところで、右に認定のような、幅員の広い幹線道路がこれと分岐する支線道路と鋭角をなして交差しているY字路において、その双方の道路の本来の幅員による内側の線の接点から各道路の他の側線に下ろした垂線と分岐する支線道路の外側線が幹線道路の彎曲した側線に接する点から幹線道路の他の側線に下ろした垂線とによつて囲まれる部分が道路交通法にいわゆる交差点の範囲に属することは勿論、さらにY字のまたの部分のすみを切り取つて道路としたことにより道路の幅員が拡張してある場合には、その拡大してある部分とこれを挟む両側の道路とは右同法にいわゆる交差点に包含されるものと解する。したがつて、本件においては、別紙図面のイロヌリルイの各点を順次結んだ線内の道路部分と、ルニハホヘトチヌリルイの各点を順次結んだ線内の道路部分、すなわち右の両部分を合わせたイロヌチトヘホハニの各点を順次結んだ線内の道路部分が双方の道路の交わる部分であつて、右の交差点にあたる、と解すべきである。

そこで、すすんで被告人の過失の有無についての所論について判断するに、原判決挙示の各証拠および当審における事実取調の結果によれば、被告人は、昭和四一年一月七日午前一〇時三〇分ごろ、普通乗用自動車を運転し、白浜方面に向つて前記新国道を時速約五〇キロメートルで南進し、前記Y字型交差点付近にさしかかつた際、同交差点の南方の旧国道から交差点にはいり新国道の北行車線に出ようとして、時速約二〇キロメートルで被告人の方にやや斜めになつて、被告人の自動車の方を見ないで交差点内を横断しようとしていたA（四五歳）運転の自動二輪車を、約五四メートル前方に認め、同女の方で進路を譲つてくれるものと思つて、クラクションを鳴らしただけで同一速度のまま進行したところ、同女がなおも被告人運転の自動車に気づかずに被告人の進路前方を斜めに横断しようとして進行して来たので、右二輪車に約一七メートルに迫つて衝突の危険を感じ、ハンドルを右に切りブレーキを踏んで急制動の措置をとつたが、間に合はず、交差点内の新国道のセ

